## 145

質問第一四五号平成二十一年二月二十三日提出

国家公務員の退職管理に関する第三回質問主意書

提出者

岡

充

本

功

## 国家公務員の退職管理に関する第三回質問主意書

内閣衆質一七一第八一号 (以下「先の答弁書」という。) において答弁できていない点があり遺憾であ

る。 なお本質問における渡り、 改正法の定義は平成二十一年一月十六日提出質問第二八号に準じるものとす

る。

先の答弁書において「厳しい批判があるものと認識している」という各府省の職員の再就職について問

う。 押し付け的なあっせんと疑われる場合があることのみによって国民の厳しい批判がある訳ではな いと

考えるが、 部の国家公務員の特権的な再就職の在り方について国民の厳しい批判があるとの認識 は ない

0 か答弁を求める。 この場合の 「特権的な」 とは再就職に際して収入、 勤務時間、 役職などの勤務条件の

11 ずれか 一つでも平均的な収入、 勤務時間、 役職と比較して厚遇である職に就く場合、 もしくは 般的な

離職者が ハローワークを通じて仕事を探す中、 継続的に前記のような勤務条件の仕事があてがわれること

を指す。

先の答弁書における二で「改めて閣議決定を行う必要はないと考えている」理由如何。 総理は今年限り

で再就職あっせんを廃止するのではなく、 年内のものも含め「渡り」を認めないとしており、 年末までの

見解如 年 終的な決裁時であるとするなら本年度末退職予定者についてはすでに年内に再就職が決まっているケース 間は法令上は再就職あっせんができることになっているのは国会答弁に矛盾するのではないかと考えるが なるのか答弁を求める。もし前記のような解釈で再就職あっせんを行うのであれば、 も想定される。そのような場合は昨年のあっせんとして年度末退職者は再就職のあっせんを受けることに 一月一日以降である者であっせんを受けて平成二十一年一月以降に再就職予定である者の人数如何。 何。 あっせん承認の時期について問う。 あっせん の承認は再就職決定過程 のいつ行 退職日は平成二十一 わ れるの か。 最

していない答弁の作成にはそれぞれどのくらいの時間と人が必要と考えているのか答弁を求める。 難さを理解してもらうべきであるとは考えないのか見解を問う。 見解如何。 作業であってもその実態を確かめ、 0 ているそれぞれの答弁について問う。 先の答弁書において 内訳を答弁書二八号の形式に沿った形で答弁を求める。 それぞれの答弁を作成するにあたってどれだけの事務量が必要になるのか具体的に明示して困 「調査を行うことは膨大な作業を要することからお答えすることは困難である」と また改正法の効果を見定めるうえでも行うべきではないかと考えるが 国民の厳しい批判があることを認識してい その上で改めて問う。先の答弁書で回答 るのであ いれば、 手持ち 膨大な そ

 $\equiv$ 

の資料を軽く当たって、 「作業が膨大となることから、 お答えすることは困難である」という常套句で、

41 場合は、 今後、 調査を実施するのか否かもそれぞれについて回答を求める。 あわせて質問番号を束ね 手抜き答弁をするのではなく、答弁の延長も容認するので誠実な答弁をお願いする。それでも答えられな

て、 雑な答弁をするのではなく、質問番号ごとに誠意をもった答弁を頂くよう強くお願いする。

兀 そもそもどのような調査が膨大な作業と政府では定義しているのか。手抜きしたいためとの理由はもち

ろんのこと、都合が悪い質問だと膨大な作業だと言って答弁を回避することは許されないと考える。

の質問主意書の在り方を含め参考にする意味からも明快な答弁を求める。

右質問する。